

労働賃銀

退職手当制度  
福利施設

仕上金月四十圓乃至三十圓

十三

事業主、団体関係

東京船組組合

名 稱

合資會社稻吉回漕店

事務所所在地

荒川区南千住町三ノ一四一

代表社員

同右 稻吉俊藏

事業の種類

船舶 運輸業

資本金

五萬圓

企業系統

船主二十九名(男)

使用労働者

四十三名(自動車運転手助手十四名(男))

労働賃銀

船主 仕上金月四十二圓乃至三十圓

運転手 月給七十圓乃至三十圓

退職手当制度  
福利施設

事業主、団体関係 東京船組組合

四、労働者側

(1) 紛議参加者数

八十六名(船主)

南北 二十四名  
徳岡 二十名  
佐藤 十五名  
稻吉 十七名

(2) 紛議参加者中組合加盟者数並其の組合名

総同盟運輸労働組合 芝浦海上支部

(3) 應援団体名

総同盟運輸労働組合

五、紛議発生原因

最近、海運界、活況に伴い東京港に於ける船回漕業者は頗る好成績を収メツ、アルニ不拘船主ニ對スル待遇ハ依然トシテ旧態ノ儘ニシテ加フルニ物價ハ漸騰シ著シク生活ノ脅威ヲ感スルニ至レリトノ理由ノ下ニ別紙數額書ヲ提出シタルニ因ル

六、経過

組合加盟ノ前記四回漕店ノ船主等ハ寄テ協議、結果之個々ノ店主ニ數額書ヲ提出スルヨリ至寧ク同種事業ノ性質ニ鑑ミ